

～The Constitution and By-Laws of the Y's Men's Club of
Kita Kyoto Frontier Y's Men's Club in Japan West Region～

【北京都フロンティアワイズメンズクラブ会則】

第1条（総則）

第1項 本会則は、国際憲法並びに西日本区定款に基づき作成されたものである。

第2項 このクラブは本会則により活動しなければならない。

第2条（名称とモットー）

第1項 このクラブは「北京都フロンティアワイズメンズクラブ」と称し、（以下、本会という）ワイズメンズクラブ国際協会に加盟し、この協会を構成する主体である会員をワイズメン（Y's Men）という。

第2項 本会のモットーは「強い義務感を持とう。義務はすべての権利に伴う」である。

第3条（目的）

第1項 ワイズメンズクラブ国際協会はイエス・キリストの精神に基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々がともに働く世界的友好団体であり、YMCAに対する忠誠心を共にしつつ、活発なる奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類のためによりよき世界を築くべく尽力するものである。

第2項 国際憲法に基づき、国際協会ならびに西日本区の綱領と目的を成就させるとともに、この運動をあまねく日本国内に拡張するために協力する。

第3項 すべてのクラブの目的は次の通りである

(1) 奉仕活動を通じてYMCAの活動を支援する。

(2) ワイズメンズにふさわしい他の団体を支援する

(3) 地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏らない正義を追求する。

(4) 宗教・社会・経済・国際などの諸問題について、会員を啓発し、積極的に参加させる。

(5) 健全な交友関係をつくりだす。

(6) 国際・地域・区および部の事業に協力し、支援する。

第4条（会員）

第1項 本会の会員は、男性女性の両性によって構成される。

本会の趣旨に賛同する者によって構成される。

何人も、人種、信仰、国籍などを理由として、会員たる地位を拒まれない。

第2項 本会の会員の種類は次の通りである。

(1) 正会員 20歳以上の成人で、このクラブの入会式を済ませた者で所属YMCAの会員か、YMCA諸活動を理解し関心をもつ者であることを前提とし、クラブの入会と同時に所属YMCAの維持会員となることを同意したものであ

ること。正会員の中に、以下の「広義会員」及び「功労会員」を置くことがある。

- (2) **広義会員** このクラブにとどまることを希望するが、正当な理由によって、規則正しく出席することが不可能な場合、区理事の承認を経て広義会員となることができる。
- (3) **功労会員** 永年会員としてその功績の著しい者は、クラブ役員会の承認を経て、功労会員となることができる。
- (4) **連絡主事会員** 連絡主事会員とは関係YMC A総主事から指名を受け、会長が委嘱した者。

第3項 第2項の広義会員・功労会員はクラブ及び部、区、アジア地域、国際協会に定められた負担を負うが、会合の出席は自由である。

第4項 このクラブの会員は職業分類により、一職種2名を原則とし、できる限り多くの職業分野になるように努める。

第5項 クラブのよき隣人として会友を置くことができる。会友は以下のいずれかの条件を満たす者のうち、本人の希望と例会での承認をもって認められる。

- (1) このクラブへの入会を希望し、準備をすすめている場合
- (2) このクラブに関心があり、活動に賛同している場合

第5条 (メネット会)

第1項 ワイズメンズクラブの助け手として、ワイズメンの夫人を会員として活動するメネット会を設ける。

第2項 メネット会の会員は、メネットの活動に理解と関心を持つ女性であればワイズメンの夫人であることを問わない。

第3項 メネットクラブの会員がワイズメンズクラブの例会に出席する場合、メンの代理の場合は例会出席費を免除される。メンと同席の場合は定める食事代を支払うものとする。

第6条 (会員の入会)

第1項 本会の会員となる候補者は、会員の紹介を通じて、定められた推薦書 に関係事項を記入して紹介者の署名を添えて役員会に提出する。役員会は、例会に1回以上出席した候補者を会員として受け入れるか否かを決定する。

第2項 入会を受諾された候補者は、EMC委員会開催オリエンテーションを受けた後、入会金及び会費を納入して、クラブ例会にて入会式を行う。

第3項 入会式において、会長はワイズメンズクラブの入会式辞を読み聞かせ、候補者が入会の意志を表明したときに正式に入会が認められ、国際協会のバッジ が供与される。

第4項 再入会

一旦脱会しても、役員会の同意を得た場合は、再入会できる。その時、滞納金がある場合は完納しなければならない。

第5項 転入会

会員が前クラブを退会してから、12ヶ月経過後、前クラブ会長の推薦状を添えて申し込みをし、役員会の同意を得て再入会できる。

第7条（会員の失格及び休会・退会）

第1項 会員は役員会の議を経て休会及び退会することができる。ただし未納金がすべて支払われるまでは保留される。

第2項 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 後見開始の審判を受けたとき。

第8条（除名）

第1項 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 正当な理由なく例会に3回以上連続して無断欠席し、かつ会費を納入しないとき。
- (2) 本会則その他規程に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第2項 第1項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員にあらかじめ通知すると共に、当該会員に除名の議決を行う役員会において弁明の機会を与えなければならない。

第9条（入会金及び会費）

第1項 本会の入会金は参萬円とする。再入会員及び転入会員は一部または全額を免除することができる。

第2項 このクラブの会費は月額、壹萬貳千円とする。原則として毎月、直接会計に納入するものとする。

第3項 会費には、国際会費、アジア会費、西日本区費、部費、YMCA維持会費その他が含まれる。ただし例会食事代は実費とする。

第4項 連絡主事（1名）は、会費、入会金を免除する。
連絡主事とメネット会員の例会食事代は実費とし、例会出席時に徴収する。

第10条（総会）

第1項 総会は、定時総会と臨時総会の二種類とし、定時総会は毎年7月、1月の年2回とする。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、あるいは3分の1以上の会員が会議の目的事項を示し、請求したときに開催できる。

第2項 総会の定足数は、会員の3分の2以上とする。議決は出席会員の過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長がこれを決する。尚、委任状による欠席議決権についても有効とする。

第3項 次の事項は総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の変更、諸規定の設定および変更、廃止
- (2) 事業計画案および収支予算案の決定並びに変更
- (3) 事業報告書および収支決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他、特に重要な事項

第11条（例会）

第1項 本会の例会は、毎月第一木曜日、午後7時から9時まで事前に決められた会場において開催する。その他の例会は必要に応じて会長がこれを召集する。

第2項 会員は例会に出席しなければならない。但し、次の場合は報告により例会に出席したものと見なされる（メイクアップ：Make-up）。

- (1) 区大会、部会、部評議会、クラブ役員会、特別例会、その他クラブで承認された催し物に出席した場合。
- (2) 内外の他のクラブに出席したことが認められた場合。
- (3) 国際大会、その他ワイズメンの国内外の会合、またはYMCAの国内外会合に出席のため、例会日に不在の場合。

第12条（役員会および三役会）

第1項 役員会は、会長、直前会長、次期会長、副会長、書記、会計、連絡主事、各事業委員長によって構成される。各員が1票を行使する。ただし1人1票とする。上記の役員3分の2以上の出席、うち過半数の賛否で議決とする。

第2項 本会の役員会は、毎月第四木曜日、午後7時から9時まで事前に決められた会場において開催する。必要に応じて臨時役員会を召集できる。

第3項 役員会は全ての会員の出席が勧められる。この会において、会の財政に関する事項や会の運営に関する事項が協議決定される。

第4項 役員会で決定された必要事項は、例会で報告をする。同時にホームページなどを通して会員に公表されなければならない。

第5項 会長、副会長、書記、会計によって三役会を構成し、円滑なクラブ運営を図るために、会長が必要に応じて随時召集する。

第13条（役員任期と任務）

第1項 役員任期は各1年とし、毎年7月1日に就任する。但し再任を妨げない。

第2項 役員任務

(1) 会長

- ① 会長はクラブの運営実務者であり、最高責任者である。
- ② 会長はクラブの諸活動の遂行に、常に適切なるリーダーシップを発揮する。
- ③ 会長はクラブの例会、役員会、その他の会合を召集し主宰する。
- ④ 会長はクラブの代表として、その所属する部、区と連絡を密にし、諸活動の遂行について協力する。部・区及びアジア地域・国際協会から得た情報を会員に伝達する。

- ⑤会長は西日本区代議員としてのその役割を果たす。
- ⑥会長は原則としてクラブの役員会の議長を務める。
- ⑦会長はワイズ・YMCA交流懇談会に参加し、YMCAとの緊密なパートナーシップを維持発展させる。

(2) 副会長

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の任務を代行する。

(3) 書記

- ①書記は諸会合の記録を取り、会員への諸会合の案内及び通信を行う。
- ②書記は他クラブ、所属する部、西日本区と連絡を行う。
- ③書記は半年報の作成を担当する。

(4) 会計

- ①会計は金銭の収納、保管をなし、役員会の指示により諸費の支払いを行う。
- ②会計は年度末に会計報告書を作成し、会員に報告する。

第14条 (役員を選出)

- 第1項 会長は事前の協議を経て、11月役員会までに次々期会長を決定する。
- 第2項 次期会長は事前の協議を経て、1月役員会までに次期役員を決定する。
- 第3項 次々期会長、次期役員は、役員会と総会で所定の議決を得て承認を受ける。
- 第4項 任期中に役員の欠員が生じた場合には、残任期間の後任を指名し承認を得る。

第15条 (会計年度および収入)

- 第1項 本会の会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 第2項 本会の経費は、入会金、会費、特別会費、その他の収入をもってこれにあたる。

第16条 (会計監査)

- 第1項 このクラブに会計監査を1名おく。
- 第2項 会計監査の任期は1年間で、直前会長がおこなう。
- 第3項 会計の作成する会計報告は、会計監査の監査を受けなければならない。

第17条 (委員会)

- 第1項 委員会の種類は西日本区の定款に基づいて決定する。
- 第2項 役員会で必要と認める委員会を設けることができる。ただし、委員の任期人数等については、別に細則を定める。
- 第3項 このクラブでは以下の委員会を置く。
 - (1) YMCAサービス・ユース事業委員会
 - (2) 地域奉仕・環境事業委員会
 - (3) EMC事業委員会
 - (4) 国際・交流事業委員会 (国際ファンド資金含)
 - (5) ブリテン・広報事業委員会
 - (6) ドライバー 委員会
 - (7) ファンド 事業委員会 (クラブ運営ファンド)
 - (8) メネット 事業委員会
- 第4項 各委員長及び委員は、毎年1月例会までに決定する。

第18条 (連絡主事)

第1項 連絡主事は会員に協力し、YMCAの諸活動を会員に周知するよう努める。

第2項 連絡主事はクラブの各種会合に参加して、YMCAとの密接な連絡を行う。

第19条（会則の改正）

第1項 この会則は、役員会での協議を経て、例会において会員の3分の2以上の出席を前提にその3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第2項 会則の改正は国際憲法並びに西日本区定款から逸脱してはならない。

第20条（細則の運用と改正）

第1項 この会則の実施運用に役立つことを目的として、この細則を定める。

第2項 細則は役員会の議決により加除または修正することができる。

ただし、ホームページ等を通じ、改正点を全会員に告知しなければならない。

以上

2016年 6月19日 制定・施行

2017年 2月 2日 改定

2017年 11月 2日 改定

細則

第1条 慶弔及び見舞い

第1項 会員並びにその家族の慶弔・罹病・罹災の際は、見舞金を役員会の議を経て、第2項の定めるところにより贈呈する。

第2項

- | | | |
|---------|--------------------------------------|----------------|
| (1) 祝い金 | メンの結婚 | 10,000円または相当品、 |
| | メネットの出産 | 10,000円または相当品 |
| (2) 弔慰金 | メンの死亡 | 20,000円または相当品、 |
| | メネットの死亡 | 10,000円または相当品、 |
| | メン・メネットの父母、子どもの死亡 | 5,000円または相当品 |
| (3) 見舞金 | メン・メネットの傷病入院 | 5,000円または相当品、 |
| | 火災罹災 | 10,000円または相当品、 |
| | その他の災害罹災 | 実状に応じて贈呈 |
| (4) その他 | 電報、献花等、必要に応じ役員会にて決議し常識の範囲内にて行う事が出来る。 | |

2016年 6月19日 制定・施行
2017年 2月 2日 改定
2017年11月 2日 改定